

子育てグッズ・子ども用スポーツグッズリユース事業業務委託に係る募集要領

1 目的

この要領は、「子育てグッズ・子ども用スポーツグッズリユース事業」の業務を受託する者（以下「受託者」という。）を選定するための募集について、必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 子育てグッズ・子ども用スポーツグッズリユース事業業務
- (2) 業務内容 別紙「子育てグッズ・子ども用スポーツグッズリユース事業」業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日
- (4) 委託料上限額 1,815,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格要件

この手続きに参加できる者（以下「応募者」という。）は、業務を効果的かつ効率的に実施することができるNPO法人、その他の団体であり、以下の要件を全て満たしていることとします。なお、複数の団体での参加を可とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定による入札参加制限を受ける者でないこと。
- (2) 本市における競争入札（見積）の参加を制限されない者であること。
- (3) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 宇部市内に主たる事務所を設置していること。
- (7) 企画提案内容によっては、複数団体に協働運営を委託する場合があります。その場合は、市において応募団体と協議・調整の上、決定します。

4 業務上の注意点

- (1) 受託者は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。
統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事務管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

5 公募に関するスケジュール

(1) 応募者の募集及び選定スケジュール

- | | |
|------------------------|----------------|
| ①募集要領の配布 | 令和5年4月3日(月)から |
| ②参加意向書の受付 | 令和5年4月10日(月)まで |
| ③質問の受付 | 令和5年4月10日(月)まで |
| ④応募書類の受付 | 令和5年4月19日(水)まで |
| ⑤審査及び受託候補者の決定
並びに公表 | 令和5年5月中旬を予定 |
| ⑥受託者の決定・契約締結 | 令和5年5月下旬を予定 |

(2) 応募者の公募手続

①募集要領の配布

- ・配布時期 : 令和5年4月3日(月)から
- ・配布場所 : 「8 問い合わせ先」に同じ
- ・配布時間 : 午前8時15分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
宇部市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

②参加意向書の受付

応募希望者は、以下のとおり参加意向書を持参又は郵送で提出してください。

- ・受付期間 : 令和5年4月3日(月)から令和5年4月10日(月)まで
- ・提出書類 : 参加意向書(別紙様式5)
- ・提出場所 : 「8 問い合わせ先」に同じ
- ・受付時間 : 持参の場合は、午前8時15分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
郵便の場合は、受付期間最終日の消印有効

③質問の受付

募集要領や業務内容に関する質問を以下のとおり受け付けます。質問は参加意向書を提出した方のみ行えます。持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

- ・受付期間 : 令和5年4月3日(月)から令和5年4月10日(月)まで
- ・提出書類 : 質問書(別紙様式4)
- ・提出場所 : 「8 問い合わせ先」に同じ
- ・回答期日 : 令和5年4月14日(金)頃を予定
受け付けた質問に対する回答は、市公式ウェブサイト上で公表します。
ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトには回答を掲載せず、電話等により個別に回答します。

④応募書類の受付

応募書類を以下のとおり受け付けます。なお、参加意向書を提出していない方でも応募することができます。持参又は書留郵便により提出してください。

- ・受付期間 : 令和5年4月3日(月)から令和5年4月19日(水)まで
- ・提出場所 : 「8 問い合わせ先」に同じ

持参の場合は、午前 8 時 15 分から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

郵便の場合は、受付期間最終日の消印有効

⑤審査及び受託候補者の決定並びに公表

- ・ 審査日 : 令和 5 年 5 月上旬を予定
- ・ 審査場所 : 市の指定する場所

※正式な審査日、審査場所等については、応募者に別途通知します。

- ・ 審査方法 : 別途設置する子育てグッズ・子ども用スポーツグッズリユース事業審査会（以下「審査会」という。）において、審査基準に基づき書類審査を行うとともに、必要に応じヒアリング審査を行います。

なお、応募が 1 団体のみの場合には審査会は開催せず、決裁により適否を判定し受託候補者として選定します。

※審査の過程において追加資料を求める場合があります。

- ・ 審査結果 : 審査結果は全ての応募者に郵送で通知するとともに、市公式ウェブサイト上で公表します。
- ・ 審査基準 : 「7 審査基準」を参照

⑥受託者の決定・契約締結

市と受託候補者による事業内容の詳細協議の上、合意に達した場合に限り、正式な受託者として決定し、契約を締結します。

なお、契約の締結にあたっては、宇部市財務規則第 98 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、同規則第 99 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

6 応募書類

(1) 提出書類

- ①企画書（別紙様式 1）
- ②収支予算書（別紙様式 2）
- ③事業スケジュール（任意の様式）
- ④統括責任者の経歴書（別紙様式 3）
- ⑤運営管理体制書（任意の様式）
- ⑥過去 3 年以内の類似・関連事業実績書（任意の様式）
- ⑦団体の特性等を示す書類
 - ・ 団体概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
 - ・ 定款
 - ・ 登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの、写し可）
 - ・ 直前 1 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類
 - ・ 団体役員名簿
 - ・ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（納税証明書その 3 の 3）、県税及び市税の滞納がない証明書（提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの、写し可）

(2) 提出部数

1部

(3) 留意事項

- ①上記(1)①企画書・②収支予算書・③事業スケジュールの内容については、本事業の受託候補者を決定するためのものであり、具体的な事業内容については、受託候補者の企画書を基に、市との協議を行った後、決定することとなります。
- ②応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。
- ③この手続きの応募者が、委託業務に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不相当と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合があります。
- ④提出された書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。なお、市は提出された書類の全部又は一部を公開することはありません。
- ⑤市が受理した企画提案書等は返却しません。

7 審査基準

審査における評価項目と配点比率は以下のとおりです。

審査項目	審査事項 (5段階評価)	配点比
基本コンセプト	企画提案にあたり、市の施策を十分理解しているか。	10
事業の内容	目的を達成できる事業内容となっているか。	60
	市の委託事業として適切であるか。	
	提案内容で特に優れている点(業務の効率化、効果等)があるか。	
運営管理体制	事業を円滑に遂行できる体制となっているか。	20
事業実績	過去の同種の実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有しているか。	10
合計		100

※審査事項ごとの得点 = (5段階評価点) × (審査事項ごとの配点比) / 5

評価は審査事項ごとの得点の合計で行います。

8 問い合わせ先

宇部市市民環境部廃棄物対策課

〒755-0001 宇部市沖宇部字沖ノ山 5272 番地 6

電話 0836-34-8247 FAX 0836-33-7294

電子メール haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp